

配分金の使途についての監査に関する事項

1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、これに応じなければならない。

2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了後、2021年3月31日までの間に行う。ただし、事業完了後に監査が困難な場合は、事業完了前に行う。

3 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別に定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況